

有効期間満了日 令和10年3月31日

熊生企第304号

令和4年4月5日

少年補導員制度運用上の留意事項について（通達）

少年補導員制度については、「少年補導員制度運営要綱の制定について（通達）」（平成14年2月22日付け熊少第44号）に基づき運用しているところであるが、同通達に加えて下記の事項に留意の上、適切な運用に努められたい。

記

- 1 少年補導員は、民間協力者として委嘱されるものであり、特別の権限が付与されるものでないことを徹底し、行き過ぎ等の批判を受けることがないように指導すること。

また、少年警察活動を行うに当たり、協力を依頼する際には、当該少年補導員の職業、年齢、性別、能力、経験、居住地等を十分に考慮し、業務内容に最も適合した者を選定すること。

特に、少年相談、継続補導及び被害少年に対する継続的支援については、個々の少年の特性に応じた方法により継続的に行うことが必要な活動であり、少年の特性についての深い知識と少年の取扱いについての技術を必要とする活動であることから、これらの活動に少年補導員に対して協力を依頼する際は、当該少年補導員の性別、年齢、能力等を考慮の上、慎重に人選を行うとともに、その活動についても社会奉仕体験活動等補助的な活動に限定し、警察との連携による適切な役割分担の下に行うこと。

- 2 少年補導員が活動中に知り得た秘密を漏らすことがないよう徹底すること。

社会奉仕体験活動等を協働して実施するに当たっては、少年及び保護者に係る個人情報について、保護者の同意を得てから少年補導員等に伝えること。

ただし、個人情報特定少年（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第2号に規定する特定少年をいう。）に係るものの場合は、本人の同意を得てから伝えるものとする。また、伝える情報も支援に必要な範囲にとどめるなど、その取扱いには慎重を期すこと。

- 3 少年補導員の活動に当たっては、受傷事故防止その他被害の防止について、十分指導すること。